

文教警察企業 常任委員会 資料	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について	令和3年9月16日(木) 宮崎県警察本部				
<p>1 改正理由 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義の改正を行うものである。</p> <p>2 条例改正案の内容（下線部改正後）</p> <div data-bbox="225 577 1455 947" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>附 則 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための手当の特例)</p> <p>5 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>であるものに限る。）にかかっている被留置者又はこれに類する者として公安委員会が定めるもの（以下「感染被留置者等」という。）に係る作業であつて公安委員会が定めるものに従事したときは、第2条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として従事日数に応じて防疫等作業手当を支給する。</p> </div> <p>3 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（宮崎県公安委員会規則第8号）</p> <div data-bbox="225 1025 1455 1944" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>附 則 (条例附則第5項の公安委員会が定める作業)</p> <p>2 条例附則第5項に規定する公安委員会が定める作業は、次の表に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="236 1189 1444 1928"> <tr> <td data-bbox="236 1189 579 1845">           条例附則第5項の作業 防疫等作業         </td> <td data-bbox="585 1189 1444 1845"> <p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であつて、次に掲げるものに従事した場合</p> <p>(1) 感染被留置者を収容していた留置施設（以下「感染留置施設」という。）の防疫作業</p> <p>(2) 感染留置施設における看守作業</p> <p>(3) 感染留置施設において、看守以外の者が入監時等に行う身体検査等作業</p> <p>(4) 感染被留置者の護送作業</p> <p>(5) 医療機関において行われる感染被留置者の監視作業</p> <p>(6) 感染被留置者に対する取調べ、引き当たり捜査等作業</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1854 579 1928"></td> <td data-bbox="585 1854 1444 1928"> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症にかかっている特異行方不明者の保護に係る作業</u>に従事した場合</p> </td> </tr> </table> </div> <p>4 施行期日 令和3年9月議会に上程し、公布の日から施行する予定である。</p>			条例附則第5項の作業 防疫等作業	<p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であつて、次に掲げるものに従事した場合</p> <p>(1) 感染被留置者を収容していた留置施設（以下「感染留置施設」という。）の防疫作業</p> <p>(2) 感染留置施設における看守作業</p> <p>(3) 感染留置施設において、看守以外の者が入監時等に行う身体検査等作業</p> <p>(4) 感染被留置者の護送作業</p> <p>(5) 医療機関において行われる感染被留置者の監視作業</p> <p>(6) 感染被留置者に対する取調べ、引き当たり捜査等作業</p>		<p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症にかかっている特異行方不明者の保護に係る作業</u>に従事した場合</p>
条例附則第5項の作業 防疫等作業	<p>1 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>以下この表において同じ。）にかかっている被留置者（以下「感染被留置者」という。）に係る作業であつて、次に掲げるものに従事した場合</p> <p>(1) 感染被留置者を収容していた留置施設（以下「感染留置施設」という。）の防疫作業</p> <p>(2) 感染留置施設における看守作業</p> <p>(3) 感染留置施設において、看守以外の者が入監時等に行う身体検査等作業</p> <p>(4) 感染被留置者の護送作業</p> <p>(5) 医療機関において行われる感染被留置者の監視作業</p> <p>(6) 感染被留置者に対する取調べ、引き当たり捜査等作業</p>					
	<p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症にかかっている特異行方不明者の保護に係る作業</u>に従事した場合</p>					

文教警察企業 常任委員会 資料	議案第14号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定 について	令和3年9月16日(木) 宮崎県警察本部
-----------------------	--	-------------------------

## 1 民事訴訟事件の概要

高鍋警察署警察官が、平成27年12月3日、下記3(1)の相手方の刑事事件について裁判官が発付した捜索差押許可状に基づき、その住居において捜索を実施し、所持していた第三者（立件していない詐欺被害者。以下「名義人」という。）名義のスマートフォン（以下「本件物品」という。）を押収したが、本件物品を捜査上留置する必要がなくなったため、平成28年1月24日、刑事訴訟法第124条第1項に基づいて、贓物の被害者と認めた名義人に本件物品を還付していたところ、当該還付手続には不備があったため、下記3の相手方両名と裁判上の和解を行うもの

## 2 損害賠償額

500,000円

## 3 損害賠償の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人

## 4 和解の理由

- (1) 訴訟を継続しても県が敗訴濃厚であること  
裁判所は

○本件物品は、証拠上、贓物性に欠けること

○刑事記録上、被告人の意見を明らかにする書面が作成されていないこと

などを理由に刑事訴訟法第124条第1項所定の還付要件を満たさないと判断している。

- (2) 裁判所が認定している県の過失と賠償額に妥当性が認められること  
裁判所は、本件還付の態様から

○被告人及び弁護人が、適時に証拠品を精査し証拠提出を行うか否かの協議ができなかったこと

○本件物品には、被告人の個人情報等が保存されていたこと

について慰謝料相当額の損害発生を認め、さらに判決よりも幅広い解決を相手方に求めることなども踏まえた上で和解金を50万円として提示しており、その金額については過去例と照らしても妥当な賠償額として提示している。

- (3) 裁判所提示の和解案について、当事者（国、県、相手方）が合意していること

## 5 予算措置

賠償金については、県費（予備費）から充用

刑事訴訟法第124条第1項〔押収贓物の被害者還付〕

押収した贓物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなきに限り、被告事件の終結を待たないで、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。